

1 / 2

ガス小売供給約款新旧対照表

新	旧	備考欄
32 供給契約の解約 (1)引越し（転出）等の理由による解約は以下のとおりといたします。 イお客さまが、引越し等の理由によりガス使用を廃止する場合には、廃止の期日の 15 日前までに、当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス供給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用の廃止の期日後の後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。なお、当社の責めとならない理由により当社が供給を廃止させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に解約があったものいたします。 ロお客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、ガスの供給を終了させるための措置をとることができます。この場合、この措置をとった日に解約があったものいたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに 27（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものいたします。 (省略)	32 供給契約の解約 (1)引越し（転出）等の理由による解約は以下のとおりといたします。 イお客さまが、引越し等の理由によりガス使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を当社に通知していただきます。この場合、当社は、その廃止の期日をもってガス供給契約の解約日といたします。ただし、特別の理由なくして、当社がガス使用の廃止の期日後の後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約日といたします。なお、当社の責めとならない理由により当社が供給を廃止させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に解約があったものいたします。 ロお客さまが当社にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、ガスの供給を終了させるための措置をとることができます。この場合、この措置をとった日に解約があったものいたします。なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに 27（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものいたします。	(追加)